復興の現状

令和８年９月

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

目次

＜避難者支援関係＞

１　避難者・仮設住宅の状況

＜まちづくり関係＞

２　災害廃棄物（がれき）処理の状況

３　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

４　住宅再建に向けた取組

＜産業関連＞

５　産業の復旧・復興の状況

６　復興特区制度の活用状況

＜原子力災害関係＞

７　避難者数・避難指示解除の状況

８　除染の進捗状況

９　生活環境整備の状況

１０　帰還困難区域の復興

＜人的支援＞

１１　被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

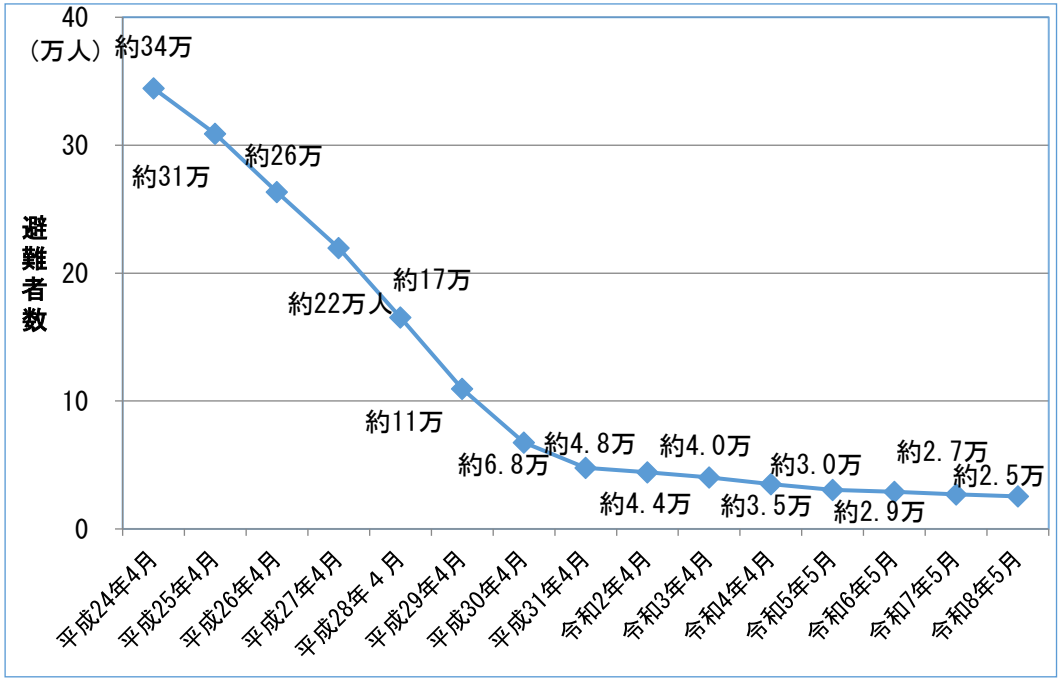
1　避難者・仮設住宅の状況

○ 避難者数は発災直後の約47万人から、現在約2．5万人となっている。
○ 住まいの再建への動きが進み、応急仮設住宅等への入居戸数も減少しており、令和8年4月末をもってすべての都道府県における応急仮設住宅の供与が終了した。

(1) 避難者の減少

時　点	避難者数
発災3日目（平成23年3月14日）（＊1）	約47万人
平成24年4月（＊2）	約34万人
平成25年4月	約31万人
平成26年4月	約26万人
平成27年4月	約22万人
平成28年4月	約17万人
平成29年4月	約11万人
平成30年4月	約6.8万人
平成31年4月	約4.8万人
令和2年4月	約4.4万人
令和3年4月	約4.0万人
令和4年4月	約3.5万人
令和5年5月	約3.0万人
令和6年5月	約2.9万人
令和7年5月	約2.7万人
令和8年5月	約2.5万人

＊1　緊急災害対策本部　青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。
＊2　平成24年4月以降復興庁調べ



〔 内閣府調べ 〕

(2) 応急仮設住宅等の入居状況

		令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年5月
建設型応急住宅	入居者数	404人	5人	4人	4人	4人	3人	0人
	入居戸数	191戸	3戸	3戸	3戸	3戸	3戸	0戸
賃貸型応急住宅等※	入居者数	2，595人	1，482人	1，260人	1，065人	924人	778人	0人
	入居戸数	1，329戸	841戸	733戸	640戸	577戸	502戸	0戸
合　計	入居者数	2，999人	1，487人	1，264人	1，069人	928人	781人	0人
	入居戸数	1，520戸	844戸	736戸	643戸	580戸	505戸	0戸

※　賃貸型応急住宅等…民間賃貸住宅の他、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舎等も含む

2　災害廃棄物（がれき）処理の状況

○ 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生。
○ 目標としていた平成26年３月末までに、福島県を除く12道県で災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
○ 福島県については、対策地域を除き、平成29年８月末で災害廃棄物等の処理を完了。

（１） 災害廃棄物処理の状況

平成29年９月現在　※福島県の対策地域を除く

	災害廃棄物			津波堆積物			合計		
	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）	推計量（万トン）	処理量（万トン）	割合（%）
岩手県	439	439	100	184	184	100	623	623	100
宮城県	1,223	1,223	100	728	728	100	1,951	1,951	100
福島県	302	304	101	136	136	100	438	440	100

（２） 広域処理（岩手県・宮城県）

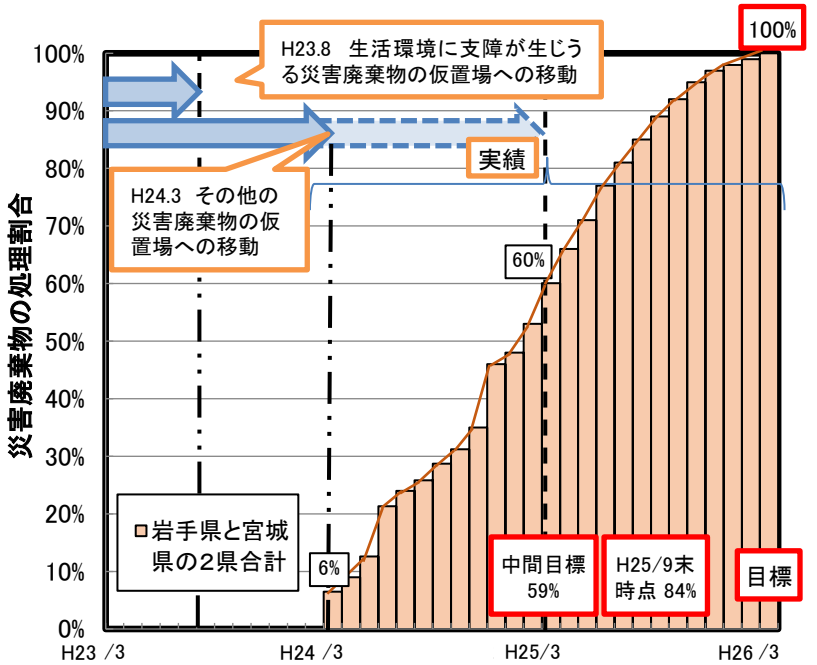
- １都１府16県で約62万トンを広域処理。
- 可燃物・木くずの約１割、不燃混合物や漁具・漁網の約５割の処理に貢献。

（３） 再生利用

- 災害廃棄物の約８割、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- このうち、公共事業等（堤防復旧、海岸防災林、港湾整備等）において約1,339万トンを利用。

（４） 福島県の対策地域の処理状況

- 放射性物質汚染対処特措法に基づき、11市町村の汚染廃棄物対策地域において、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施。
- 対策地域内廃棄物について令和８年７月末時点で 、約62万トンを焼却処理済、約33万トンが埋立処分済。



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績

3　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①（令和７年９月末時点）

○安全・安心のための基盤整備関係（被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況／被害の状況
■海岸対策 本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合	99% 0% 50% 100%	単位：地区海岸 復旧 452 / 452 復興 166 / 169 全体 618 / 621 ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。
■海岸防災林の再生 本復旧工事が完了した海岸防災林の割合	99% 0% 50% 100%	完了延長　163km 要復旧延長　164km※ ※青森県～千葉県における延長
■河川対策 （直轄区間） 本復旧工事が完了した河川管理施設（直轄管理区間）の割合	100% 0% 50% 100%	完了箇所数　2,115 被災した河川管理施設の箇所数　2,115 ※旧北上川（本復旧工事完了済）では、引き続き地震・津波対策を実施中。
■河川対策 （県・市町村管理区間） 本復旧工事が完了した河川管理施設（県・市町村管理区間）の割合	99% 0% 50% 100%	完了箇所数　1,069 被災した河川管理施設の箇所数　1,070

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況／被害の状況
■下水道 通常処理に移行した下水処理場※の割合 ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。	【復旧】 100% 0% 50% 100%	移行済みの処理場数　73 災害査定を実施した処理場数　73
処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、下水道事業が完了した地区数の割合	【復興】 100% 0% 50% 100%	完了地区数　25 計画地区数　25
■水道施設 本復旧・復興工事に一部供用開始・完了した水道事業数の割合	【通常査定】 100% 0% 50% 100% 【特例査定】 93%（完了） 100%（一部供用開始） 0% 50% 100%	完了　184事業 査定　184事業 ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。（避難指示区域を含む） 一部供用開始　46事業 完了　43事業 査定　46事業 ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。
■災害廃棄物の処理 災害廃棄物の処理が完了した割合	100% 0% 50% 100%	処理量　1,843万t※ 推計量　1,843万t※ ※市街地復興パターン検討調査を実施した43市町村分に限る。 福島県南相馬市の分別土砂の再生利用を除き、平成29年3月末時点で処理完了

海岸対策の状況

仙台湾南部海岸▶

国施工区間（代行区間含む）について、全区間（40km）の施工を平成29年3月末に完了した。

（被災状況）

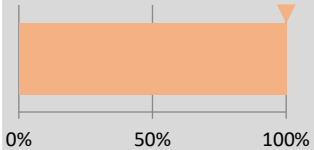
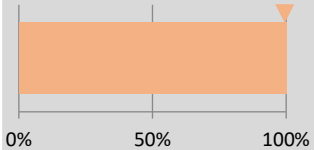
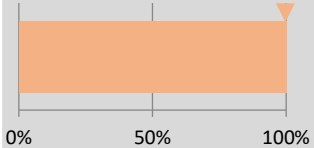
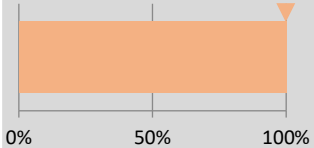


（本復旧完了）



3　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②（令和７年９月末時点）

○ 交通関係（被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（道路） （直轄区間） 〔本復旧が完了した道路開通延長の割合〕		完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の総開通延長　1,161km ※避難指示解除準備区域等を含む ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。
■交通網（道路） （県・市町村管理区間） 〔本復旧が完了した道路路線数の割合〕		完了済み路線数 6,262路線 被災した道路の路線数 6,262路線
■交通網（道路） （復興道路・復興支援道路） 〔復興道路・復興支援道路の整備率〕		供用済延長　570km 計画済延長　570km※ ※事業中区間と供用済区間の合計
■交通網（鉄道） 〔運行を再開した鉄道路線延長の割合〕		運行再開した路線延長 2,350.9km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1：岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2：JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む ※3：避難指示解除準備区域等を含む（JR常磐線 浪江～富岡駅間（20.8km）を含む）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（港湾） 〔本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合〕		完了箇所数　131 被災した港湾施設の箇所数　131

道路の状況

復興道路 ▶

〔三陸沿岸道路
普代～久慈（25.0km）開通
（R3.12.18）〕



鉄道の状況

JR常磐線 ▶

〔浪江駅～富岡駅間
運転再開（R2.3.14）〕



港湾の状況

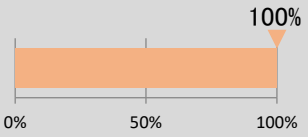
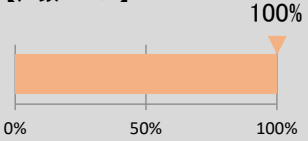
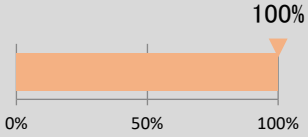
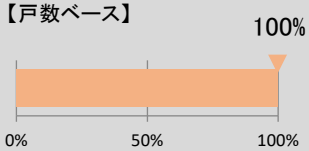
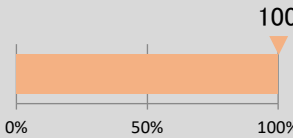
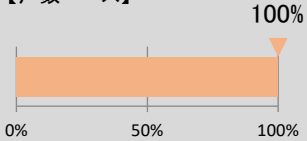
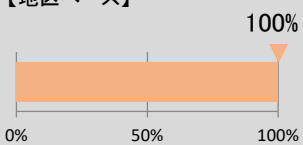
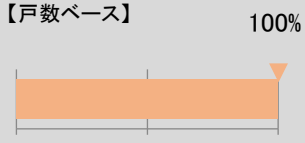
仙台塩釜港
（仙台港区中野地区） ▶

〔コンテナの荷役〕



3　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③（令和７年９月末時点）

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （民間住宅等用宅地※1） 〔造成工事の完了数の割合〕 ※1：高台移転を指しており、 ・防災集団移転促進事業 ・土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 の3事業の合計。	【地区ベース】※2  【戸数ベース】 	完了　393地区 計画　393地区 完了　18,226戸 計画　18,226戸 ※2：地区数については、土地区画整理のうち防集や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区、防集のうち災害公営のみにより宅地供給される地区といった重複地区を除く。	■復興まちづくり （防災集団移転促進事業） 〔造成工事の完了数 の割合〕 ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む	【地区ベース】  【戸数ベース】 	完了　324地区 計画　324地区 完了　8,336戸 計画　8,336戸
高台移転 防災集団移転促進事業 ▶ 〔岩手県宮古市田老地区〕			■復興まちづくり （土地区画整理事業） 〔造成工事の完了数 の割合〕 ※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む	【地区ベース】  【戸数ベース】 	完了　50地区 計画　50地区 完了　9,395戸 計画　9,395戸
漁業集落防災機能強化事業 ▶ 〔宮城県女川町大石原浜地区〕			■復興まちづくり （漁業集落防災機能強化事業） 〔造成工事の完了数 の割合〕	【地区ベース】  【戸数ベース】 	完了　36地区 計画　36地区 完了　495戸 計画　495戸

3　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④（令和７年９月末時点）

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり （津波復興拠点整備事業） （造成完了した地区数の割合）	100% 0% 50% 100%	完了地区数　24 計画地区数　24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数	■復興まちづくり （学校施設等） （復旧が完了した公立学校施設の割合）	99% 0% 50% 100%	完了学校数　2,319 （応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み） 災害復旧事業申請学校数　2,325※ ※申請予定も含む
■復興まちづくり （造成宅地の滑動崩落防止） （対策工事が完了した地区数の割合）	100% 0% 50% 100%	完了地区数　182 計画地区数　182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数	■災害公営住宅 （災害公営住宅の建築工事が完了した戸数の割合） ※供給計画は「住まいの復興工程表」（R6.9末時点）による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。	100% 0% 50% 100%	建築工事完了戸数 30,107　（29,654） 計画戸数 30,230　（29,654） ※（ ）内の数値は整備をとりやめた123戸及び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数
■復興まちづくり （医療施設） （医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合）	100% 0% 50% 100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298	**学校施設等の状況** 鳴瀬桜華小学校 （宮城県東松島市）		
（医療機能の回復） （被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合）	98% 0% 50% 100%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内（平成24年時点）、廃止済みの病院を除く。	**災害公営住宅の状況** 東町地区 （福島県須賀川市）		

3　公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤（令和７年９月末時点）

○ 農林水産業関係（被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況）

項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項　目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■農地 （津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合）	96% 0% 50% 100%	営農再開可能面積 18,920ha 津波被災農地面積※ （農地転用等を除く） 19,640ha ※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha（避難指示区域を含む）	■漁港 （陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合）	100% 0% 50% 100%	全機能が回復済みの漁港数　319 被災した漁港数　319
■排水機場（農業用） （本復旧が完了した主要な排水機場の割合）	100% 0% 50% 100%	完了箇所数　96箇所 復旧が必要な主要な排水機場　96箇所	■漁場（養殖） （がれき撤去が完了した養殖漁場の割合）	99% 0% 50% 100%	がれき撤去完了箇所数 1,135 養殖漁場の箇所数 1,140※ ※再流入による追加箇所数を含む
■養殖施設 （養殖施設の復旧の割合）	100% 0% 50% 100%	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数　68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数	■漁場（定置） （がれき撤去が完了した定置漁場の割合）	100% 0% 50% 100%	がれき撤去完了箇所数 988 定置漁場の箇所数 988※ ※再流入による追加箇所数を含む
■定置網 （大型定置網の復旧の割合）	100% 0% 50% 100%	復旧数　143 操業再開希望数　143			

農地の状況

（仙台市）



営農を再開した農地 ▶

漁港の状況

（気仙沼漁港）

陸揚げ岸壁の復旧 ▶

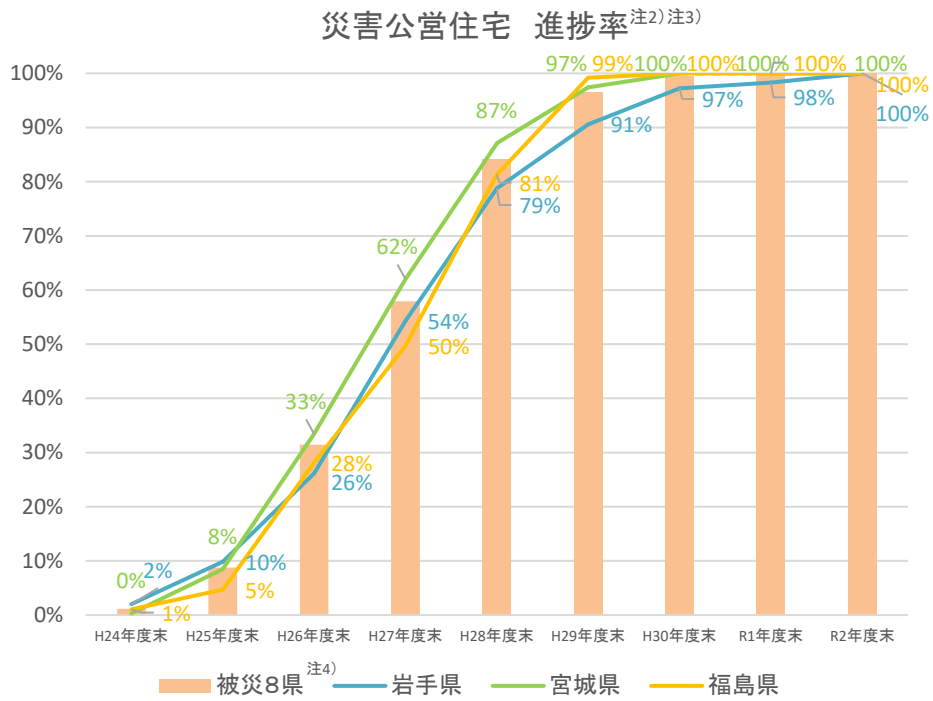


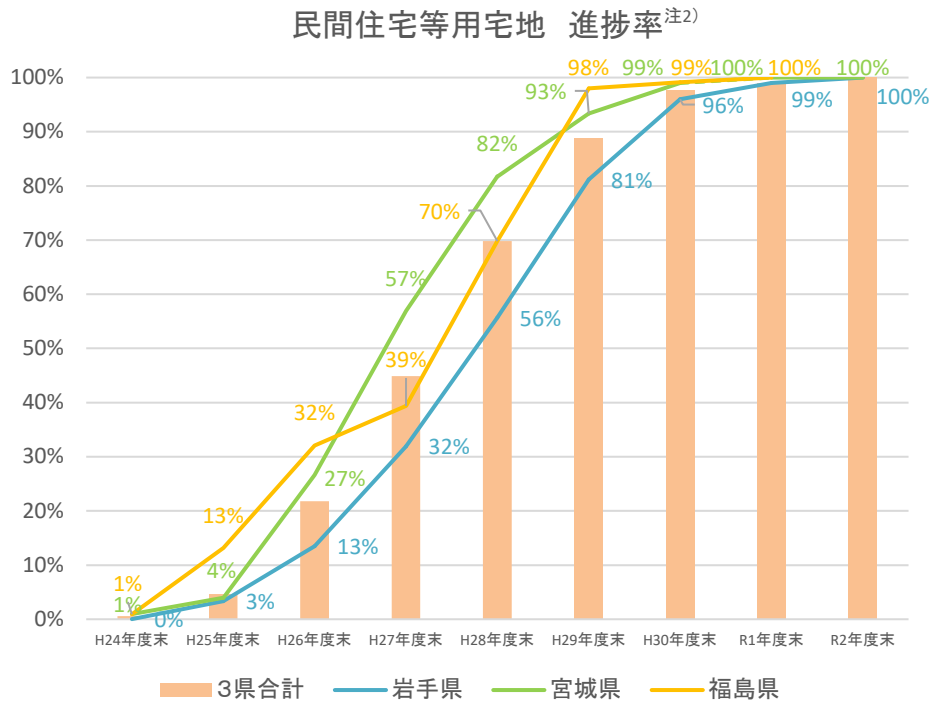
4　住宅再建に向けた取組（災害公営住宅・民間住宅等用宅地の整備）

〇住宅再建や復興まちづくりの加速化に向けて、復興交付金による支援、円滑な施工確保の支援等を実施。
〇災害公営住宅の整備や高台の宅地造成は、2020年末に全て完成した。
※帰還者向けの災害公営住宅を除く

復興まちづくりの進捗状況（令和2年12月末時点）

・被災3県で、民間住宅等用宅地[注1)]、災害公営住宅は令和2年12月に計画戸数の全てが完成。



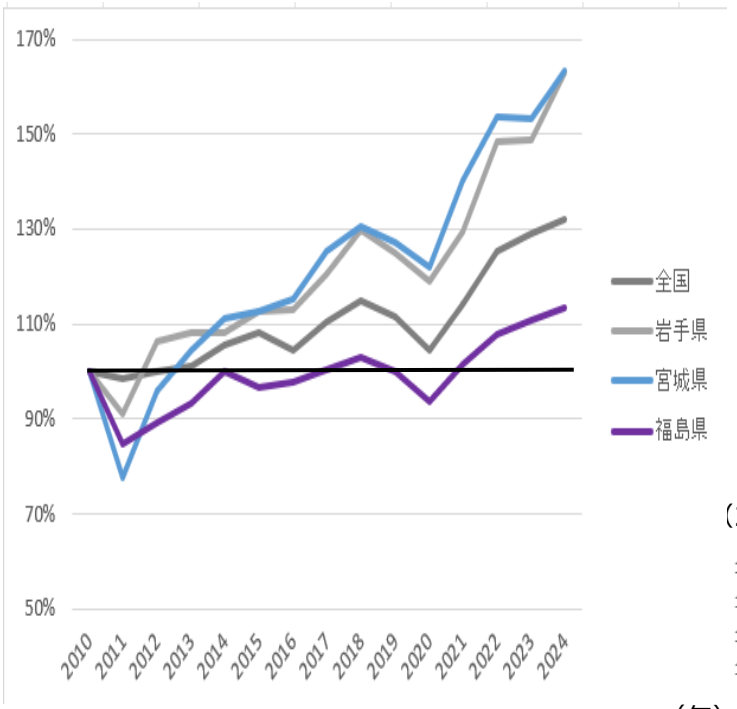


注1）民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
注2）令和2年度末の進捗率に関しては、災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況（令和2年12月末時点）に基づいて記載。
注3）災害公営住宅の進捗率には、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。
注4）被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

5　産業の復旧・復興の状況①

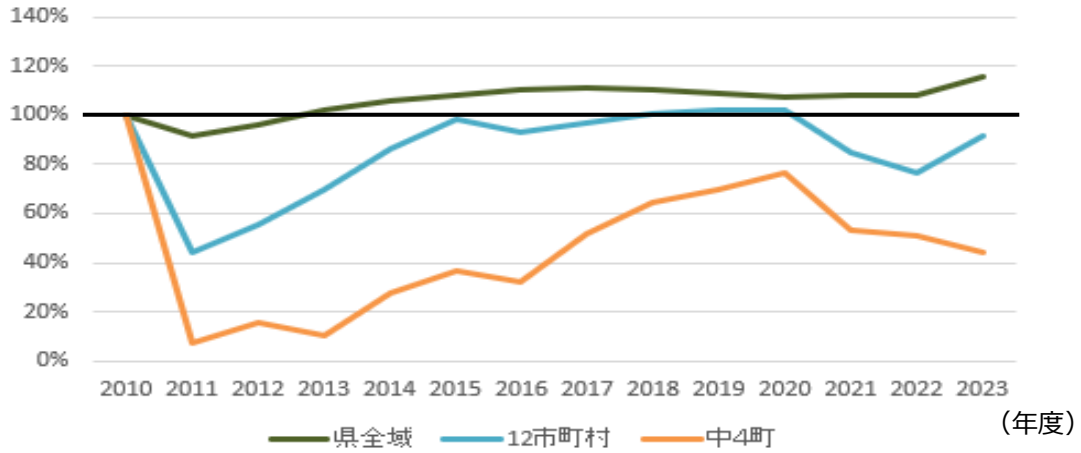
〇被災3県の製造品出荷額等や、岩手県、宮城県の総生産は、概ね震災前の水準まで回復した。
〇福島県の総生産については、12市町村のうち中4町（浪江町、富岡町、大熊町、双葉町）の回復は、依然として低い水準にとどまる。

（2010年比）　製造品出荷額等の推移



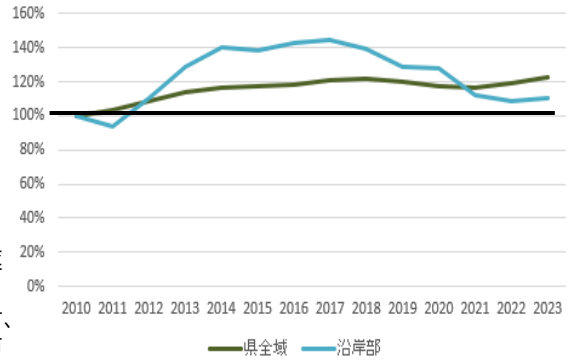
出典：経産省「工業統計」

（2010年度比）　福島県の総生産推移



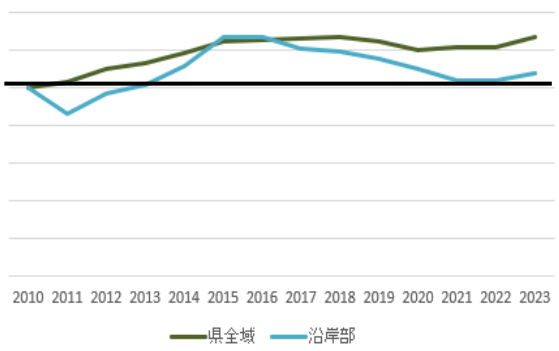
岩手県の総生産推移

（2010年度比）



宮城県の総生産推移

（2010年度比）



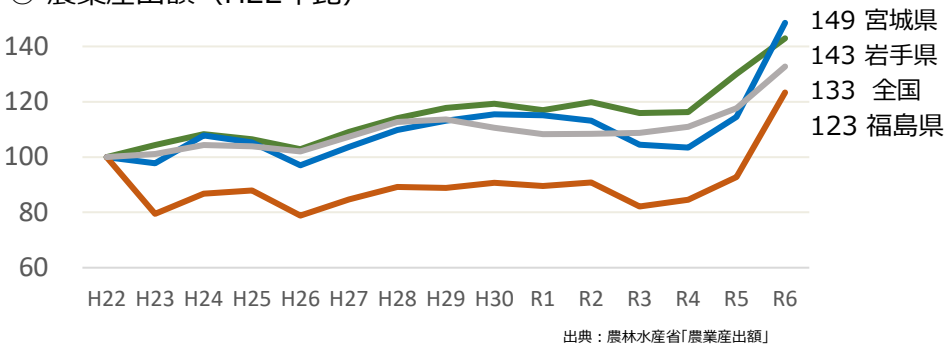
※１　１２市町村・・・川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
※２　岩手県沿岸部…洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
※３　宮城県沿岸部・・・気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七が浜町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

出典：各県「市町村民経済計算」

5　産業の復旧・復興の状況②

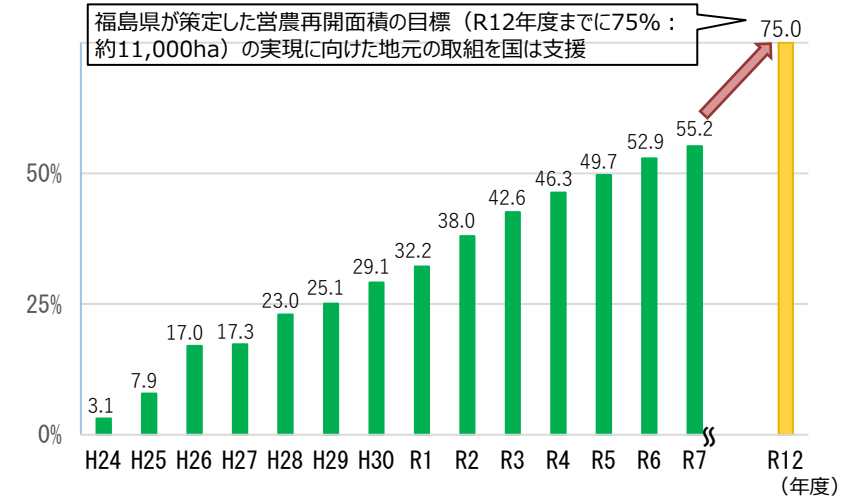
●福島県では、インフラ復旧、機械･施設整備など営農再開に向けた一連の取組を支援してきたところ、被災12市町村の営農再開面積の割合は約５割。営農再開の加速化に向け、農地の利用集積・大区画化、加工施設の整備を促進。スマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の形成を推進。

○ 農業産出額（H22年比）



出典：農林水産省「農業産出額」

○ 被災12市町村の営農再開面積の割合



出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業　令和６年度事業実績報告書」

農地の利用集積・大区画化の加速化



<現状>　　<計画>

スマート農業技術の実証



ロボットトラクタの無人自動運転による耕作



ドローンによる農薬散布

5　産業の復旧・復興の状況③

●放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策の推進
●「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生等に向けた取組の推進

森林の放射性物質対策

○ 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とし、間伐等の森林整備と土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組を実施。
○ これまでに、約18,500haの森林整備を実施。


ふくしま森林再生事業

○ 作業者の安全・安心のため、被ばく線量管理が必要な場合の留意事項をまとめた「福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を令和８年１月に策定。今後、本格的な整備に順次着手。

里山･広葉樹林再生

○ しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。これまでに、約980haのコナラ林等の伐採・更新を実施。



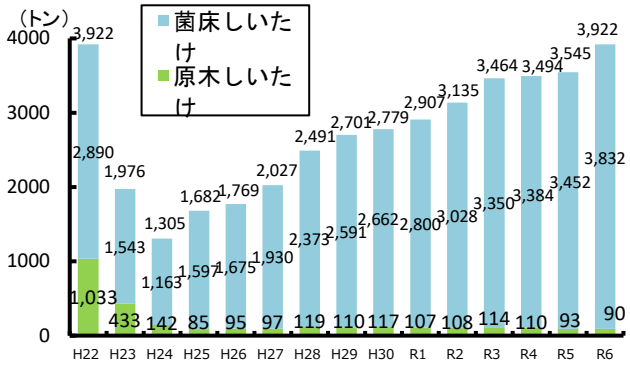
○ 伐採されたコナラ材の活用拡大に向け、民間事業者と連携してトラック荷台の床板への活用も推進。


原木林の成林

20年サイクル


伐採後のぼう芽更新

福島県におけるしいたけ生産量の推移

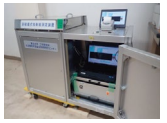


出典：
令和6年特用林産基礎資料

特用林産物の出荷制限の解除

○生産資材の導入支援とともに非破壊検査機などを活用した円滑な出荷制限の解除を促進。

○これまでに、野生きのこ（まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ、まいたけ）について、非破壊検査により出荷制限を解除。

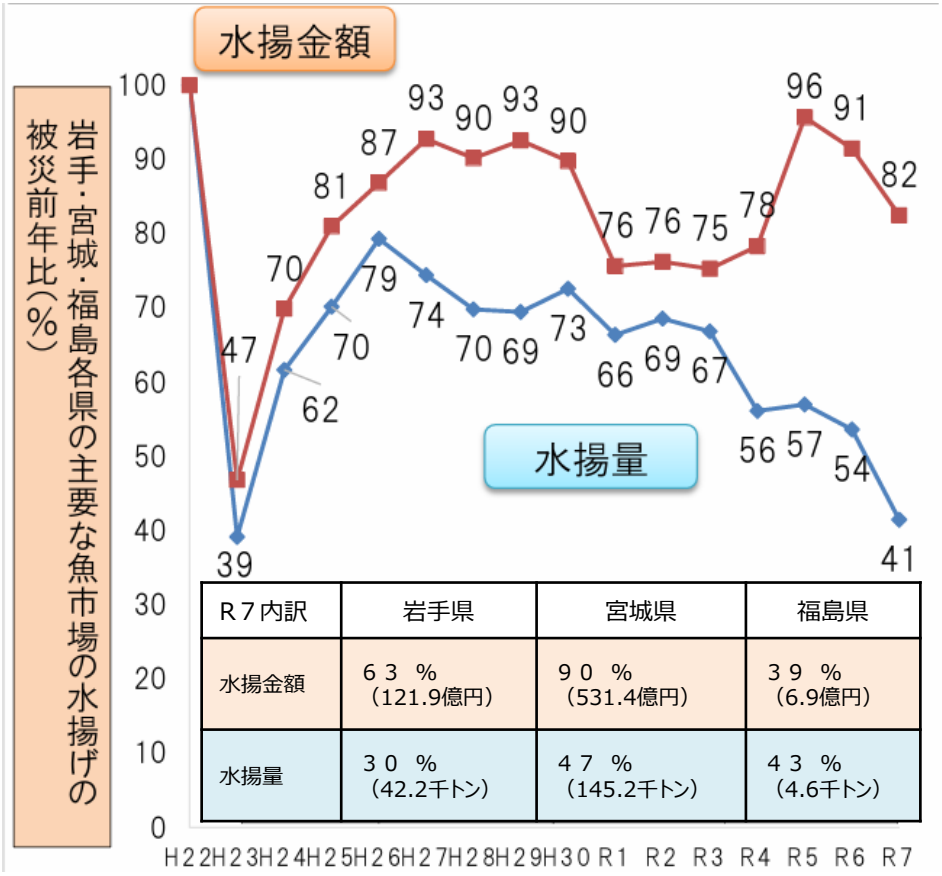

非破壊式
放射能測定装置


非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ

5　産業の復旧・復興の状況④

●漁業の水揚げは、近年の主要魚種の不漁等の影響もあり、震災前の３～５割程度にとどまっている（水揚量は岩手は３割、宮城は５割、福島は４割）。また、水産加工業の売上げも、いまだ回復途上。
●水産加工業の販路の回復・開拓に向け、商談会の開催や加工機器の導入、量販店での販売促進等を支援。また、漁業の本格操業への移行に取り組む福島県を中心に、新漁船の導入や養殖業への転換による計画的な生産の回復や収益の向上を支援。

○３県の水揚状況



R７内訳	岩手県	宮城県	福島県
水揚金額	６３　％ （121.9億円）	９０　％ （531.4億円）	３９　％ （6.9億円）
水揚量	３０　％ （42.2千トン）	４７　％ （145.2千トン）	４３　％ （4.6千トン）

水産加工品等の流通販売支援

- 商談会開催や加工機器の導入、量販店での販促等により、**販路開拓・消費拡大**を支援。
- 専門家派遣やマッチング支援により、**事業者の経営課題解決**を支援。

加工機器の導入



量販店での販売促進



漁船漁業や養殖業の復興支援

- 地域の復興計画に基づき、**新漁船の導入**や**養殖業への転換**等によって計画的に**生産の回復や収益の向上**を図る取組を支援。（がんばる漁業・養殖業復興支援事業）

高性能漁船



養殖いかだ



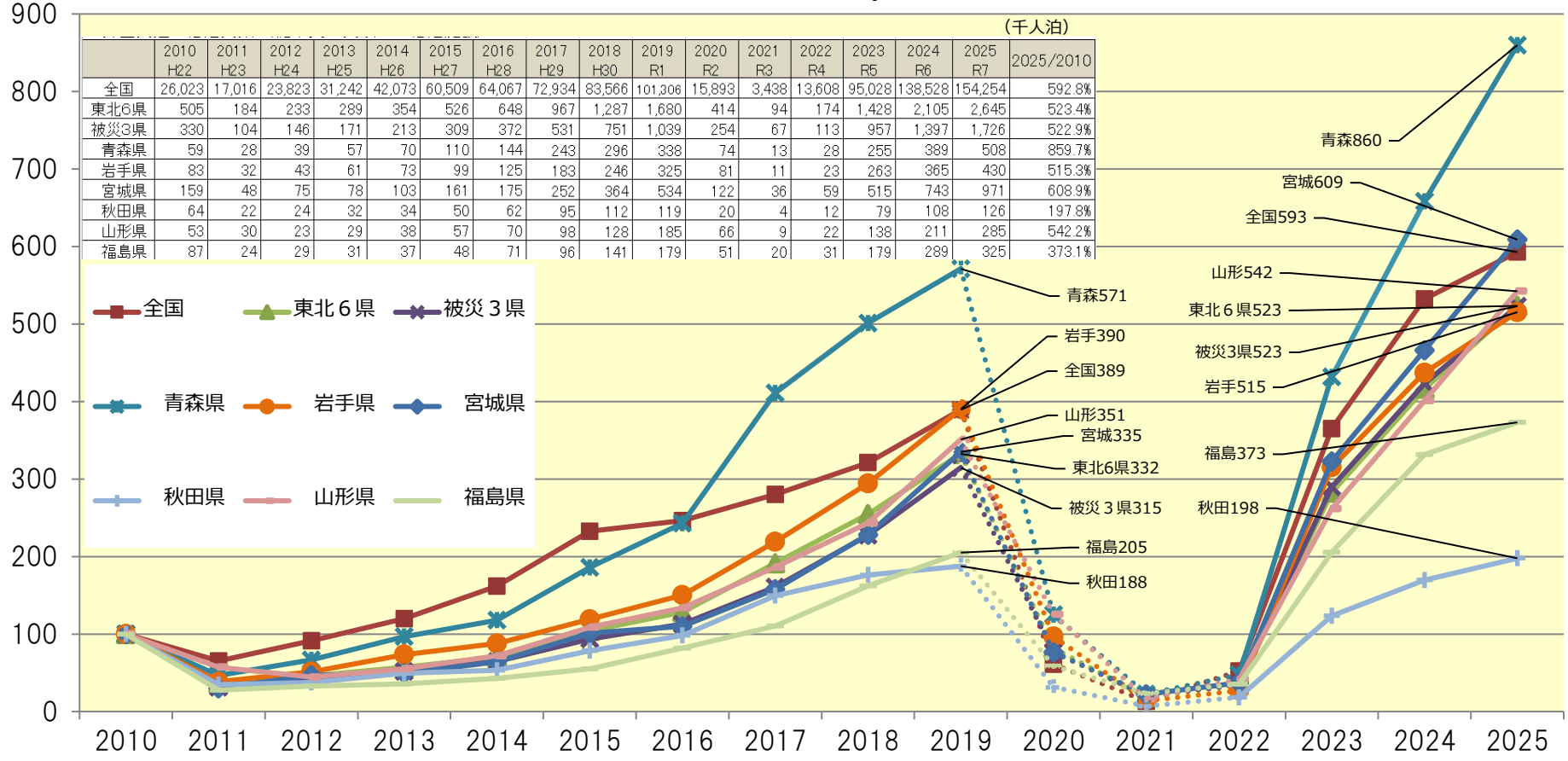
5　産業の復旧・復興の状況⑤

○　東北６県の外国人延べ宿泊者数は、震災前の約５１万人泊から２０１９年には約１６８万人泊と、２０２０年までに１５０万人泊とする目標を１年前倒しで達成。
○　２０２０年から２０２２年の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症による影響により、被災地を含め全国的に激減したが、２０２２年１０月の水際緩和措置以降、外国人延べ宿泊者数は堅調に回復。引き続き、観光庁等と連携し、東北の観光振興に向けた取組を促進。

○各県へ来訪した外国人延べ宿泊者数の推移　（２０１０年を１００とした場合の指数）

（千人泊）

	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2025/2010
全国	26,023	17,016	23,823	31,242	42,073	60,509	64,067	72,934	83,566	101,306	15,893	3,438	13,608	95,028	138,528	154,254	592.8%
東北6県	505	184	233	289	354	526	648	967	1,287	1,680	414	94	174	1,428	2,105	2,645	523.4%
被災3県	330	104	146	171	213	309	372	531	751	1,039	254	67	113	957	1,397	1,726	522.9%
青森県	59	28	39	57	70	110	144	243	296	338	74	13	28	255	389	508	859.7%
岩手県	83	32	43	61	73	99	125	183	246	325	81	11	23	263	365	430	515.3%
宮城県	159	48	75	78	103	161	175	252	364	534	122	36	59	515	743	971	608.9%
秋田県	64	22	24	32	34	50	62	95	112	119	20	4	12	79	108	126	197.8%
山形県	53	30	23	29	38	57	70	98	128	185	66	9	22	138	211	285	542.2%
福島県	87	24	29	31	37	48	71	96	141	179	51	20	31	179	289	325	373.1%



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

（出典：観光庁宿泊旅行統計調査）

5　産業の復旧・復興の状況⑥

㈱東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間満了後について

- **東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援（最長15年間支援）。**
- **平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。**
- **復興の基本方針（令和3年3月閣議決定）に沿って「支援決定した事業者の再生に全力で取り組む」。**
- **機構は業務の完了（最後に支援決定した令和3年3月から最長15年）により解散する。**

これまでの取組状況（令和８年６月末現在）

○ 支援決定件数等（令和3年3月31日に終了）

相談件数：**2,939件**　支援決定件数：**747件**　債権買取：**712件、1,327億円**　債務免除：**528件、664億円**

※ 上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。

○ 支援完了件数：443件

※支援継続中の304件の事業者について、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。

地域別の支援決定先等の状況

（単位：先）

被災地域区分		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他	合計
支援決定		56	167	346	89	60	13	16	747
	うち支援完了（令和８年６月末）	42	86	208	55	32	7	13	443

※支援決定件数は令和３年３月末時点の計数

※その他＝栃木県、長野県、静岡県等

6　復興特区制度の活用状況（税制上・金融上の特例による投資・雇用実績）

税制上の特例による投資・雇用実績

※令和8年3月31日をもって廃止

○県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
○内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。
○指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
○指定件数が6,935件となり、投資額は5兆円超、雇用者数は年間最大11万人となり、認定の効果が投資額・雇用者数の増加として現れている。

（令和７年８月末現在）

	H23～H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
計画認定数	20	2	2	4	1	1	0	0	7	0	0	0	37
指定件数	2,697	878	701	481	357	410	329	797	80	61	77	67	6,935
指定事業者等による投資額（億円）※1	8,789	4,888	5,550	4,801	4,816	5,574	6,345	6,971	2,686	1,554	963	1,108	54,045
指定事業者の雇用人数（人）※2	129,310	101,362	110,869	111,059	86,596	47,331	33,097	30,508	24,787	19,732	17,002	13,155	—

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の規定に基づく指定件数等を含む。

○活用事例（宿泊施設の建設）

建物が全壊した宿泊業者が、特区法による税制特例を活用し、沿岸部から高台に造成した土地に建物を移転新築して営業を再開。



宿泊施設外観
（陸前高田市）

（※1）特別償却または税額控除

（※2）事業者は指定後5年間税額控除可能。雇用数は、当該年度以前の指定事業者分を含む

金融上の特例による投資・雇用実績

○一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ(3億円以上)を伴う事業に対し、利子補給金を支給(5年間,上限0.7%)
○内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、融資実行毎に指定金融機関と利子補給契約を締結。
○投資額は1兆円超、新規雇用者数は9千人超となり、認定の効果が投資額・雇用者数の増加として現れている。

（令和８年９月１日現在）

	H23/24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	累計
計画認定数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	6	3	1	248
事業数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	6	3	1	248
融資見込額（億円）	745	602	637	630	396	495	327	222	162	23	31	121	170	27	14	4,602
投資見込額（億円）	2,648	1,522	1,788	1,363	1,297	1,032	521	451	245	36	85	418	623	67	24	12,120
新規雇用予定者数（人）	1,541	1,671	1,260	2,077	637	870	502	391	197	20	61	394	194	54	12	9,882

※四捨五入の関係上、合計が符合しない場合がある。

○活用事例（食品卸売事務所・加工場の建設）

女川町の法人（冷凍事業者と水産加工事業者が共同して設立）が復興交付金に係る補助を受けて新設した水産加工品製造工場等について、自社借入分に対する利子補給を実施。（税制特例も適用）



水産加工場外観
（女川町）

7　避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者
約2．2万人（2026年5月時点）

※ピーク時（2012年5月）は約16．5万人

避難指示区域からの避難対象者
約7千人　（2026年4月時点）

6町村の帰還困難区域のうち
特定復興再生拠点区域外

※避難指示区域設定時（2013年8月）は約8．1万人

【避難指示解除の状況】

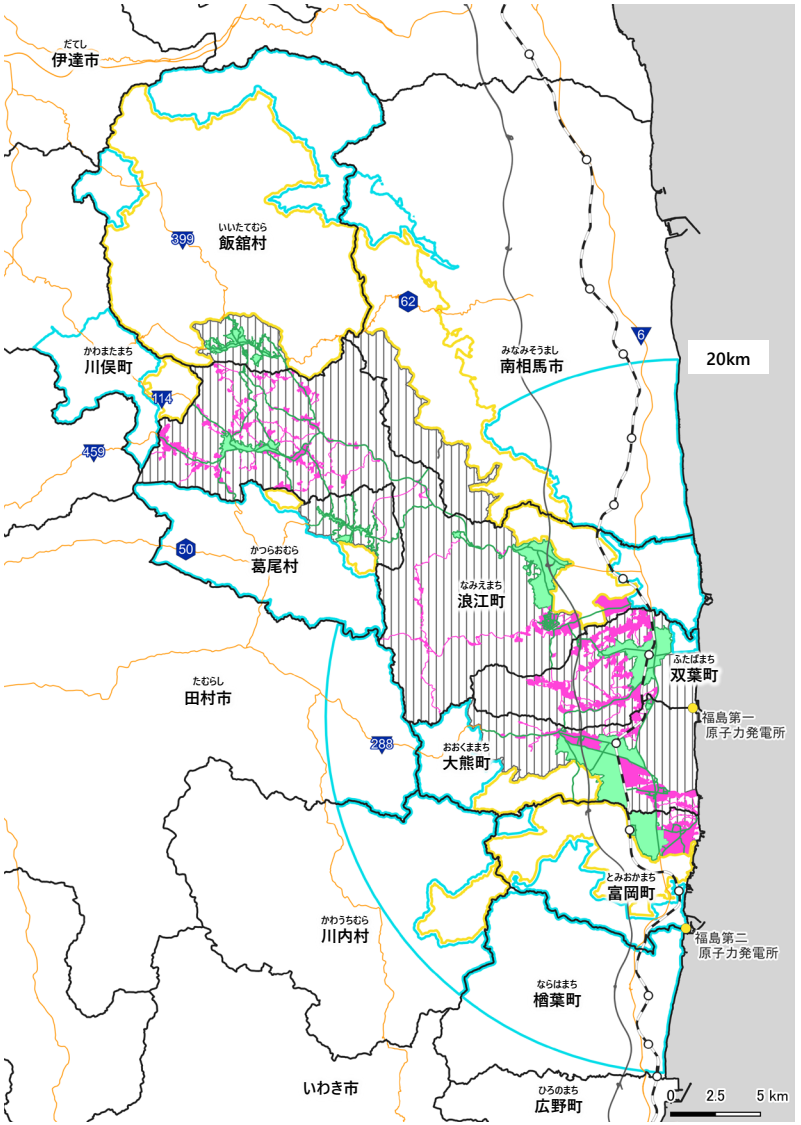
避難指示解除準備区域・居住制限区域

（1）	田村市：2014年4月1日　避難指示解除準備区域を解除
（2）	楢葉町：2015年9月5日　避難指示解除準備区域を解除
（3）	葛尾村：2016年6月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日　避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市:2016年7月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（4）	飯舘村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（5）	川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（6）	浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年４月1日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（7）	大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（8）-①	双葉町：2020年3月4日　避難指示解除準備区域を解除

帰還困難区域（特定復興再生拠点区域）

（8）-②	双葉町：2020年３月５日	特定復興再生拠点区域のうち JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺を先行解除
（9）	大熊町：2020年３月５日	
（10）	富岡町：2020年３月１０日	
（11）	葛尾村：2022年６月１２日	特定復興再生拠点区域を解除
（12）	大熊町：2022年６月３０日	特定復興再生拠点区域を解除
（13）	双葉町：2022年８月３０日	特定復興再生拠点区域を解除
（14）	浪江町：2023年３月３１日	特定復興再生拠点区域を解除
（15）	富岡町：2023年４月１日	特定復興再生拠点区域を解除（夜の森・大菅地区）
（16）	飯舘村：2023年５月１日	特定復興再生拠点区域を解除
（17）	富岡町：2023年11月30日	特定復興再生拠点区域を解除（小良ヶ浜・深谷地区内）

避難指示区域の概念図（2026年4月1日時点）



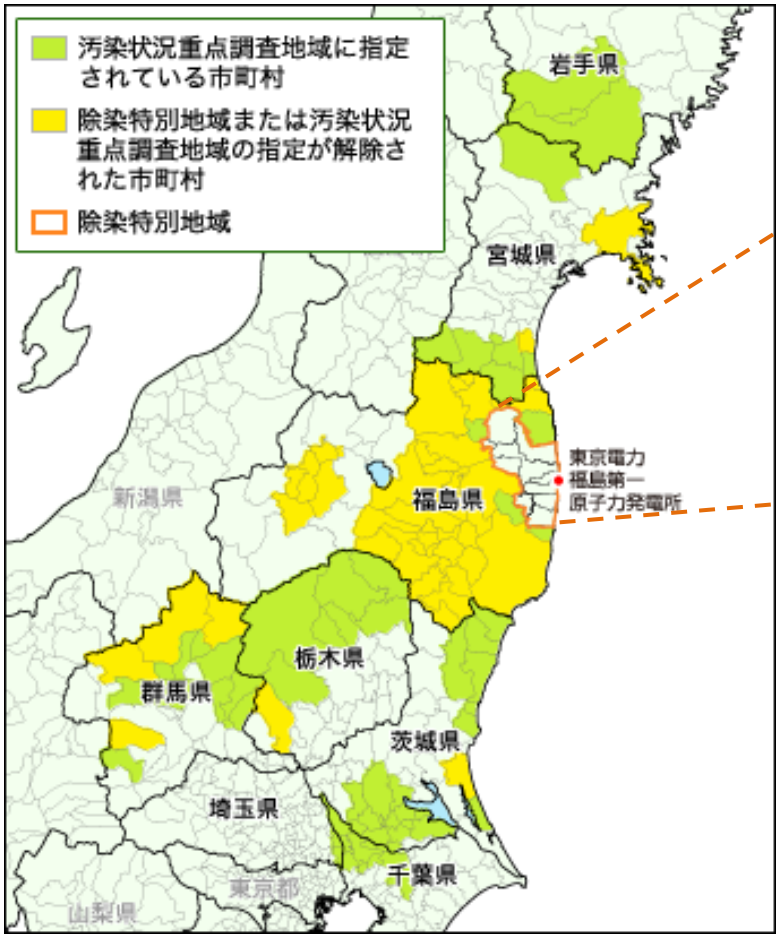
（備考）

・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（第1792報：2023年6月12日）による。
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報（2023年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。
・南相馬市、葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。

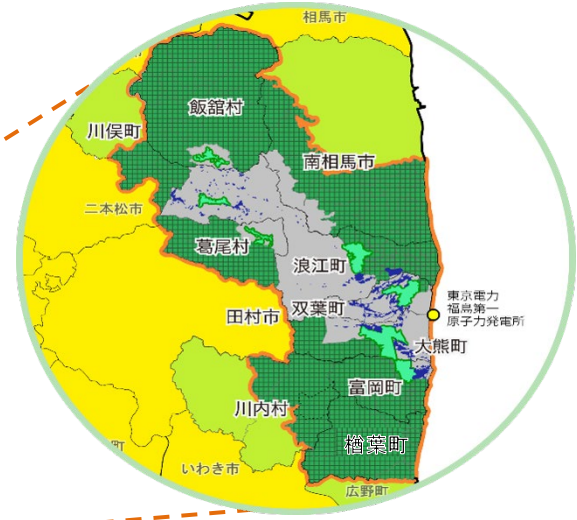
8　除染の進捗状況

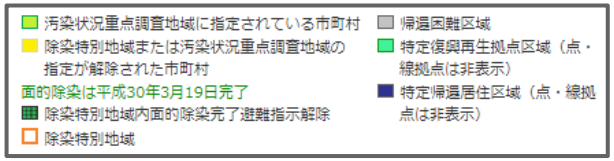
○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
（帰還困難区域については、主に特定帰還居住区域で除染を実施中。）

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞



＜除染特別地域（国直轄除染）＞





	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域（11）
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された。

9　生活環境整備の状況

○　医療・介護・教育など、避難指示解除区域における**帰還・移住等の促進に向けて、生活環境整備**に取り組んでいる。

医療・介護・福祉


ふたば医療センター附属病院

2018年４月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年４月 富岡町
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年４月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
2021年２月 大熊町診療所　開所
2021年12月 小高診療所 開所
2022年４月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
2022年６月 浪江町　「ふれあい福祉センター」開設
2023年２月 双葉町診療所 開所

働く場

2018年９月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地　「株式会社エヌビーエス」工場稼働
2021年５月 川内村 田ノ入工業団地　「大橋機産」稼働
2021年９月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
2022年４月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
2022年７月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
2023年４月 双葉町 浅野撚糸「フタバスーパーゼロミル」開所
2023年７月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所
2025年12月 南相馬市 飯崎産業団地 インターステラテクノロジズ株式会社「東北支社」開所
2026年２月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「mRNAワクチン・医薬品製剤工場」開所
2026年５月 大熊町 大熊中央産業拠点 大熊ダイヤモンドデバイス「福島工場」開所

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成


県営復興公営住宅「日和田団地」

教育

小中学校等再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済
（※双葉町も令和10年４月より町内での学校再開予定）
12市町村内の新規開校など最近の動き
2019年４月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年４月「いいたて希望の里学園」開校
2021年４月「川内小中学園」開校
2022年４月「富岡小学校」「富岡中学校」開校
2022年４月「楢葉小学校」開校
2023年４月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開（８月～新校舎利用）
2025年１月「ふたば支援学校（旧富岡支援学校）」が楢葉町内で再開
2025年12月 双葉町教育施設整備事業の基本設計の公表


学び舎ゆめの森

交通

〔常磐自動車道〕
2015年３月　全線開通
〔JR常磐線〕
2020年３月　全線運転再開、Jヴィレッジ駅常設化
〔相馬福島道路〕
2021年４月　全線開通
〔小名浜道路〕
2025年８月　全線開通


小名浜道路開通式

買い物環境

2017年３月 富岡町　「さくらモールとみおか」全面開業
2018年６月 楢葉町　「ここなら笑店街」開業
2019年６月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
2019年７月 浪江町　「イオン浪江店」開業
2020年８月 浪江町　「道の駅なみえ」開業
2021年４月 大熊町　大川原地区商業施設 開業
2025年３月 大熊町　「クマSUNテラス」開業
2025年５月 飯舘村　「ハシドラッグ飯舘店」開業
2025年８月 双葉町　「イオン双葉店」開業
2025年12月 田村市　「コ・ラッシェ都路」開業


イオン双葉店
オープニングセレモニー

１０　帰還困難区域の復興①

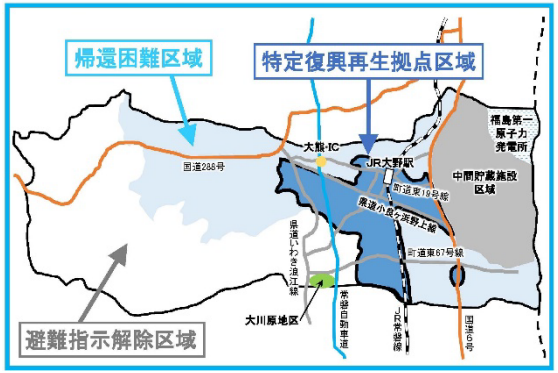
○　2017年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
○　当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の計画を認定。**2023年11月までに、６町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。**

双葉町（2022年8月30日解除）



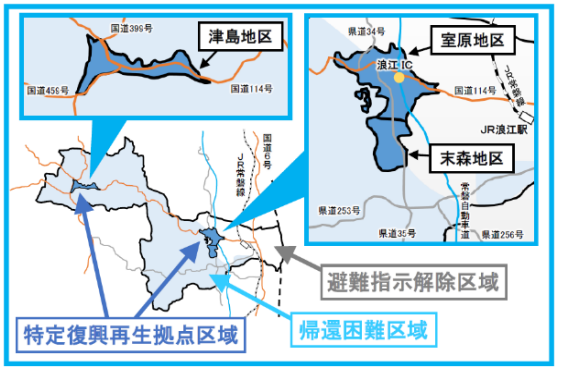
・区域面積：約555ha　・居住人口目標：約2,000人
・計画認定：2017年9月15日

大熊町（2022年6月30日解除）



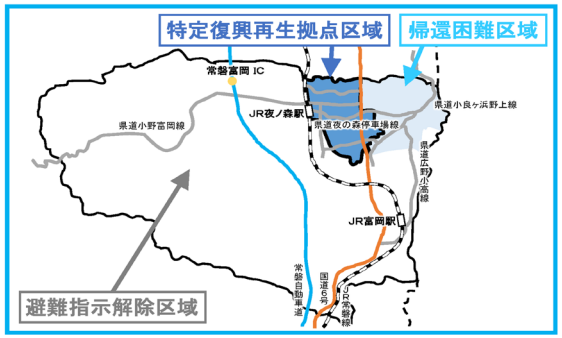
・区域面積：約860ha　・居住人口目標：約2,600人
・計画認定：2017年11月10日

浪江町（2023年3月31日解除）



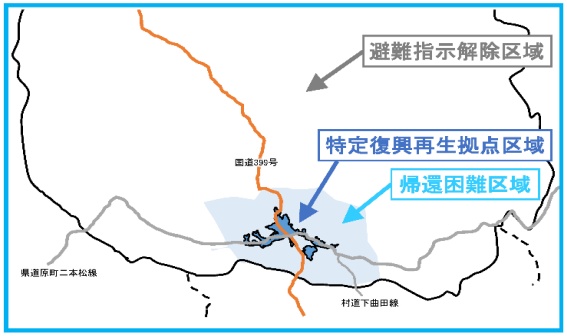
・区域面積：約661ha　・居住人口目標：約1,500人
・計画認定：2017年12月22日

富岡町（2023年4月1日解除）



・区域面積：約390ha　・居住人口目標：約1,600人
・計画認定：2018年3月9日
※2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除

飯舘村（2023年5月1日解除）



・区域面積：約186ha　・居住人口目標：約180人
・計画認定：2018年4月20日

葛尾村（2022年6月12日解除）



・区域面積：約95ha　・居住人口目標：約80人
・計画認定：2018年5月11日

１０　帰還困難区域の復興②

- 「帰還困難区域」については、現在、**帰還意向のある住民に帰還いただく「特定帰還居住区域」**を設定し、避難指示解除に向けた取組を進行中。
- また、地元自治体の強い意向がある場合に限り、帰還困難区域において、**住民の帰還・　居住を前提とせず、事業活動等の土地活用を目的とした避難指示解除を行う制度**を創設した。

帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

「**たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除**し、復興・再生に責任を持って取り組む」

住民帰還

①特定復興再生拠点区域：2017年創設

※全域解除済み

- 地域の復興の拠点として、商業施設等の生活環境等含め整備。

②特定帰還居住区域：2023年創設

- 2020年代をかけて、帰還意向のある住民が全員帰還できるよう、避難指示解除に向けて除染・インフラ整備を実施。

事業活動等

土地活用スキーム：2020年創設

- 地元自治体の**強い意向**がある場合に限り、**住民の安全の確保**を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない**土地活用**に向けた**拠点区域外の避難指示解除**を可能にする仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で**決定**。（R2.12.25）

避難指示解除の３要件（以下ポイント）

①年間積算線量が20mSv以下になることが確実

②インフラや生活関連サービスが概ね復旧・除染作業が十分に進捗すること※

③県、市町村、住民との十分な協議

※土地活用スキームを通じた避難指示解除の場合、②の代わりに「土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていること」を要件とする。

１０　帰還困難区域の復興③

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」
（2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定）（概要）

（１）拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握**し、拠点区域外の**避難指示解除の取組を進める**。

【帰還意向確認】　すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農の意向確認については自治体とも協議しながら対応。

【除染開始時期】　拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】　帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】　除染・解体は国の負担。

【その他】　居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】　帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

（２）帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域**や**拠点区域**への**帰還及び移住・定住を促進**。

１０　帰還困難区域の復興④

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞(令和５年６月９日公布･施行)

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

○市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す**「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設**

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定 (要件は以下通り)

①放射線量が一定基準以下に低減できること
②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
④拠点区域と一体的に復興再生できること

○**市町村長が**特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む**「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成**し、**内閣総理大臣が認定**

○認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

(1)**除染等**の実施**(国費負担)**　　(2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現･居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

１０　帰還困難区域の復興⑤

○　令和７年７月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成・申請し、国が認定。

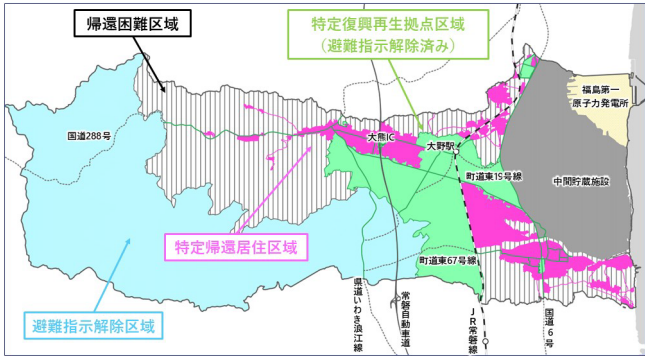
○　認定された区域計画に基づき、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町においては国による除染・解体工事を開始しており、南相馬市及び葛尾村においては国による除染・解体工事の開始に向けて準備中。

○　帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、大熊町、双葉町及び浪江町において２回目を実施済み。また、飯舘村において１回目を、 富岡町において３回目を実施中。

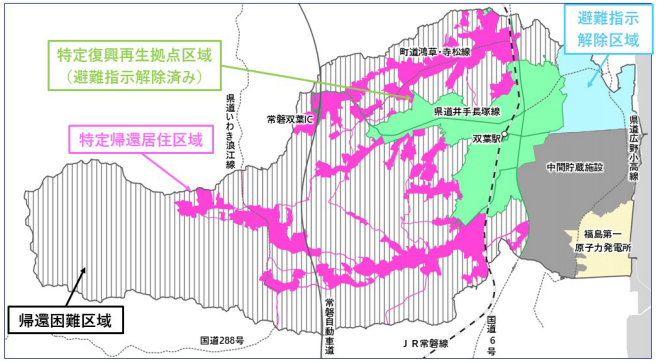
認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要

※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

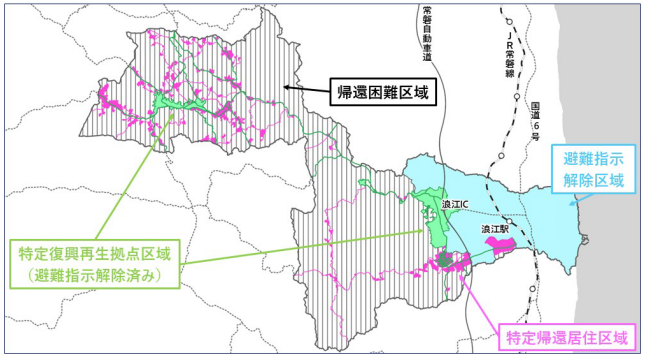
【**大熊町**（令和５年９月29日認定、令和６年２月２日、令和８年３月24日変更）】



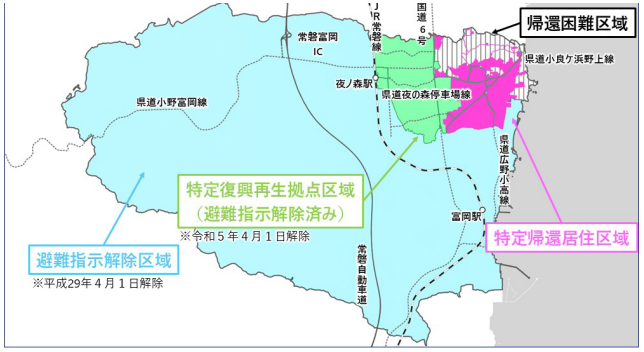
【**双葉町**（令和５年９月29日認定、令和6年4月23日、令和８年２月13日変更）】



【**浪江町**（令和６年１月16日認定、令和７年3月18日変更）】



【**富岡町**（令和６年２月16日認定、令和８年２月13日変更）】



１１　被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

○ 被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣の継続的な実施に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構（UR）の現地の人員体制の強化などの対応を推進。

○ 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

全国の自治体からの職員派遣

【H24.4.16時点】1,407人 → 【H26.10.1時点】2,255人 → **【R7.4.1時点】167人**

任期付職員の採用

・任期付職員採用に必要な条例の制定、被災市町村における採用の助言
・県による採用・県内市町村への派遣についての助言

（被災自治体における任期付職員の在職状況※）

【H25.10.1時点】1,135人 → 【H28.10.1時点】1,749人 → **【R7.4.1時点】403人**

※被災地派遣前提で採用・派遣された任期付職員は派遣人数にも計上されている。

全国の市区町村職員OBの活用

・被災地で働く意欲のある市区町村の職員OB等の情報をリスト化して被災市町村へ提供（OB情報制度）

被災自治体における民間企業等の人材の活用

・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備、これに伴う財政措置の周知の実施（H25.3.1）

民間企業等から派遣され、地方公務員として採用された従業員数

【H25.10.1時点】27人 → 【H27.10.1時点】63人 → **【R7.4.1時点】35人**

復興庁による市町村業務支援

・国（復興庁）の非常勤職員として、青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を採用し、市町村に駐在させる取組を実施（H25.1～）

【H25.4.1時点】24人 → 【H26.10.1時点】204人 → **【R8.9.1時点】1人**

URの復興支援体制

【H25.4.1時点】303人 → 【H28.7.1時点】460人 → **【R8.4.1時点】16人**